

新たな財源の使途等について

1 第2回検討委員会でいただいた主な御意見

- (1) 外国人をはじめとした観光客が急増しており、受益と負担の関係にひずみが生じている。こうしたことを理由に、入洛客に何らかの負担をいただくことで、良い循環が生まれるのではないかと。諸外国ではDMOの活動費に用いているところもあるが、京都はより広い目的のために使うのが実態に即しているのではないかと。
- ※ DMOとは、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす組織をいう。
- (2) 観光客の増加に対応するための施策、混雑緩和等の交通対策、文化振興や文化財保護、観光体験事業等の観光資源の保全開発に用いることが考えられるのではないかと。
- (3) 観光は、神社仏閣だけでなく、その地域の暮らしを見に行くということも楽しみの一つとしてある。市民が大切にしている景観や文化、祭、行事、まちづくりに関することに使えるようになればと思う。
- (4) 使途としては、急増する観光客への対策をはじめとして、これに関連する施策をくっつけていくようなことになるのではないかと。

2 新たな財源確保を行う理由

- (1) 本市がこれまでから行ってきた様々な施策等に加え、入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しており、それに対応する行政サービスの一層の充実を図ることで、入洛客及び市民の満足度を高めていく必要がある。
- (2) また、京都の歴史・文化を継承し、誰もが「京都に住んでいてよかった、住みたい、働きたい、訪れたい」と心から感じていただけるよう、京都の都市の品格や魅力を更に実感していただく取組を一層推進していく必要がある。

3 新たな財源の負担の在り方

(1) 市町村税と入洛客の関係

- ア 市町村税の制度は、市町村が住民生活に直接的な行政サービスを提供するための財源を確保するとの観点から、景気等に左右されず安定的に確保できるよう、また、住民サービスの受益者である市町村の構成員が広く負担を分かち合うとの考え方のもと構築されている。
- イ このような考え方のもと、市町村では、その地域に根拠を置く者が負担する税目が基幹となっており、個人及び法人の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税や事業所税等の税目が法定されている。

ウ したがって、地域外から訪れる者が、その市町村に直接負担している税は少ない構造になっていると言える。

(2) 入洛客に新たな負担を求める理由

ア 入洛客の増加による地域経済の活性化や地域住民の所得の増加等は、市税収入の増加につながるといった間接的な効果はあるものの、前述のとおり、市町村税の性格から、入洛客が直接、本市に負担している税は少ない構造となっている。

イ そのため、上記2のような入洛客も受益者となっていると考えられる施策について、受益と負担の関係が直接的な対応となっていない面があることから、入洛客にも一定の負担を求めることには合理性があると言えるのではないかと。

(3) 政策目的達成の手段としての負担の在り方

このほかに、政策目的達成や政策誘導の手段として、特定の者に負担を求めることにより対応することも考えられるのではないかと。

なお、その場合には、政策目的によって、入洛客と市民との区別を行わず、市民にも負担を求めることとなる可能性もある。

4 新たな財源の使途

(1) 上記を踏まえ、入洛客も受益者となっていると考えられる施策として、次の3点を使途として想定することが考えられるのではないかと。

① 入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備

ア 入洛客への案内など、受入環境及び体制の整備・充実

イ 魅力あふれる安心・安全な宿泊施設の拡充・誘致

ウ 入洛客の安心・安全の確保

② 住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進

ア 観光施策の充実（観光資源の発掘・磨き上げ等）

イ 文化の振興（文化振興、文化財の保護等）

ウ 景観の保全・再生（歴史的景観の保全・再生、道路景観の向上等）

エ 歩くまち・京都の推進（歩行空間の充実、公共交通の利便性の向上等）

③ 京都の魅力の国内外への情報発信の強化

(2) このような3点の使途として想定される施策において、今後とも引き続き拡充・充実を図る必要があると考えられるものとしては、例えば、別紙のようなものが挙げられる。

(参考) 他の自治体で導入されている法定外目的税の用途 (条例の内容)

- 東京都 (宿泊税)
「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」
- 大阪府 (宿泊税)
「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」
- 岐阜県 (乗鞍環境保全税)
「傑出した自然の風景地である乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用に充てるため」

新たな財源の使途として想定される施策（例）

1 今後とも引き続き拡充・充実を図る必要があると考えられる事業（例）

次の表において、施策（例）の経費は、平成28年度予算額及び平成29年度政策的新規・充実事業の予算要求額をベースに記載している。

なお、仮に新たな財源が確保された場合、施策のより一層の拡充・充実のために経費が増加することも考えられる。

（注）「（※）」印の事業については、重要政策等を具体化する政策的新規・充実事業として、平成29年度予算要求をしているものである。

施策	具体的事業（例）	経費（推計） （単位：億円）
入旅客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備	○ 入旅客への案内など、受入環境及び体制の整備・充実 （例）・ 観光案内標識や名所説明立札（駒札）、Wi-Fiの整備 ・ 観光案内所の運営、繁忙期の臨時観光案内所の設置 ・ 観光地におけるトイレやベンチの充実 ・ 宿泊施設等の観光従事者の担い手育成 ・ 嵐山地区及び東山地区における観光地交通対策 ・ 京都市版DMOの構築・運営（※）	5
	○ 魅力あふれる安心・安全な宿泊施設の拡充・誘致 （例）・ 旅館をはじめとする宿泊施設の耐震化等 ・ 宿泊施設の拡充・誘致や利用促進等（※）	4
	○ 入旅客の安心・安全の確保 （例）・ 観光地での帰宅困難者対策や119番通報時の多言語通訳等 ・ 違法民泊の適正化（※）	1
住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進	観光施策の充実 ○ 観光資源の発掘・磨き上げ （例）・ 朝観光、夜観光、食、温泉など、新たな観光資源の発掘や体験型観光メニューの販売 ・ 京都伝統産業ふれあい館の充実（※） ・ 山科疏水沿いにおける花の名所づくり及び琵琶湖疏水の魅力発信	5
	文化の振興 ○ 文化振興 （例）・ 文化施設の充実・魅力の向上 ○ 文化財の保護 （例）・ 伝統行事（祇園祭等）への助成 ・ 市指定文化財等保存修理	16
	景観の保全・再生 ○ 歴史的景観の保全・再生 （例）・ 景観重要建造物等の修理・修景への助成 ・ 京町家の保全・活用の推進（※） ○ 道路景観の向上 （例）・ 無電柱化や石畳舗装の推進	15
	歩くまち・京都の推進 ○ 「歩くまち・京都」を支える歩行空間の充実 （例）・ パークアンドライドの充実（※） ・ 安心・安全な東大路歩行空間の創出（※） ○ 公共交通の利便性の向上 （例）・ 公共交通機関の乗継利便性の向上 ・ 駅等のバリアフリー化の推進（※）	24
	（例）・ 京都観光オフィシャルサイトの運営 ・ 海外情報拠点の活用や国際見本市への出展等による国内外への情報発信	3
合計		73

2 複数年度で実施する事業（例）

上記1のほかに、今後、複数年度をかけて整備等を行う必要がある事業も実施していくことが想定される。これまでに複数年度で実施している本市の事業（例）は次のとおりである。

文化の振興

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ○ 二条城本格修理事業 | 約100億円（平成23～46年度）（見込み） |
| ○ ロームシアター京都整備事業 | 約110億円（平成24～27年度） |
| ○ 神宮道と岡崎公園整備事業 | 約4億円（平成26～27年度） |
| ○ 京都市美術館再整備事業 | 約100億円（平成28～31年度）（見込み） |

歩くまち・京都の推進

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ○ 四条通歩道拡幅事業 | 約2.9億円（平成26～27年度） |
| ○ 京都駅南口駅前広場整備事業 | 約4.6億円（平成26～28年度） |